

中期事業計画

平成 30 年度～平成 32 年度

大阪信用保証協会

1. 基本方針

大阪信用保証協会

1) 業務環境

(1) 大阪府内の景気動向

大阪府内の景気動向は、足取りをより確かなものとしつつ、緩やかに拡大している。

需要面では、輸出、設備投資ともに増加基調にある。住宅投資は横ばい圏内の動きとなっており、公共投資は減少している。個人消費は、良好な雇用・所得環境等を背景に、総じてみれば緩やかに増加している。百貨店販売額は増加している。家電販売額は緩やかに増加している。外食売上高は、増加基調にある。

一方で、乗用車販売は、足元では減少しており、スーパー販売額は、横ばい圏内の動きとなっている。

供給面では、生産は増加基調にある。雇用・所得環境をみると、労働需給が着実に引き締まるもとので、雇用者数は増加しており、雇用者所得も緩やかに増加している。

金融機関の貸出残高は、企業向けや住宅ローンの増加等を背景に前年を上回っている。

全国の企業倒産件数は前年を下回ったものの、大阪府内の平成 29 年の倒産件数は 1,229 件（負債総額 1,000 万円以上 東京商工リサーチ調べ）と 8 年ぶりに増加に転じた。

(2) 大阪府内の中小企業者を取り巻く環境

平成 30 年度は、各種の経済対策や、好調なインバウンド需要により、景気の緩やかな回復基調が見込まれる。

なお、府内経済のさらなる活性化が期待される大阪への 2025 年国際博覧会（万博）誘致の活動が進められているなか、海外経済や国際金融市場の動向による景気回復ペースの鈍化懸念等、引き続き注視が必要な状況にある。

1. 基本方針

大阪信用保証協会

2) 業務運営方針

大阪信用保証協会は、信用保証協会の公共性と社会的責任、セーフティネット機能としての重要な役割を認識し、信用保証業務を通じて、金融機関との連携を図り、府内中小企業の金融の円滑化、事業活動の創造・維持・発展をサポートすることにより、大阪の産業振興と経済発展に努めている。

平成30年4月施行の「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」により、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者」という。）による経営の改善発達を促進するため、信用保証協会が、その業務を行うに際し、金融機関と連携を図るとともに、中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援を行うことが規定された。

このようななか、当協会は経営基盤の充実、金融機関との適切なリスク分担に注力し、中小企業者の安定的な資金調達を支援するとともに、信用保証業務の充実を図っていくことが必要である。

また、経営支援、再生支援を促進する態勢を強化し、とりわけ創業支援や事業承継支援等の拡充による地方創生に貢献していくことが求められている。

コンピュータシステムについては、更なる機能強化により、業務の一層の効率化を目指すことが重要と考える。

このような状況を真摯に受け止め、平成30年度～平成32年度までの3か年においては、地域に密着して府内中小企業者をきめ細やかにサポートできるよう役職員一丸となって、以下に掲げる事項に積極的に取り組むこととする。

(1) 中小企業者の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

- ① 中小企業者の安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を促すため、中小企業者に対する金融機関の支援方針に着眼し、責任共有制度はもとより、柔軟に保証付融資とプロパー融資を組み合わせるリスク分担に注力する。
- ② 金融機関と日常的な対話により連携体制の構築を図るとともに、金融機関とのリスク分担状況の把握に努める。
- ③ 資金調達に不安を抱える中小企業者に対しては、金融機関を紹介する取組みの充実を図る。

1. 基本方針

大阪信用保証協会

(2) 適正保証の推進・安定的かつきめ細やかな資金供給・資金繰り改善

- ① 中小企業金融の円滑化と信用補完制度の健全な発展を実現するため、金融機関との連携を強化し、中小企業者のニーズにあった提携保証等を推進するとともに、中小企業者の事業内容や成長可能性の評価に基づいた事業性評価保証等の利用を促進する。
- ② 役職員による金融機関訪問等を通じ、金融機関と適正保証の取組みに関する認識を共有し、信頼関係をより一層強化する。
- ③ 保証審査研修態勢を充実させ、事業性評価を含めた目利き審査能力の向上を図る。
- ④ 大阪府警等関係機関との連携強化により、反社会的勢力排除および不正利用防止について適切かつ組織的対応を行う。
- ⑤ 中小企業者のライフステージにおいて必要とする資金需要や、大規模な経済危機、災害時等における資金需要等に対し、きめ細やかに対応し、中小企業者への安定的な資金供給を行う。
- ⑥ 経営改善に係る保証制度を活用した借換保証の推進により、中小企業者の資金繰り改善を支援する。

(3) 経営支援・再生支援等の推進

- ① 金融機関や関係機関と連携し、ビジネスフェアの開催等により中小企業者に対する経営支援の充実を図る。
- ② 中小企業支援ネットワーク会議の開催により、関係機関と経営改善等の取組みに関する情報共有を図り、中小企業者に対する支援環境の強化を図る。
- ③ 経営サポート会議により、個々の中小企業者の抱える経営課題を金融機関と共有し、経営改善サポート保証等を活用した借換等により、中小企業者の経営改善および金融機関取引の正常化支援に努める。
- ④ 利用先に対する企業訪問等を通じ、顧客ニーズを踏まえた多様な経営支援に係る情報提供等を行う。
- ⑤ 金融機関と連携したモニタリング態勢を強化し、必要に応じて財務診断サービス等の実施や金融支援提案等を行い、経営の改善を支援する。
- ⑥ 経営改善や生産性向上等の経営課題を抱える中小企業者に対し、関係機関と連携し、個々の実情に応じたきめ細やかな対応を行うとともに、経営サポート事業等による支援を行う。
- ⑦ 金融機関より事故報告を受けた場合には、速やかに再生可能性を見極め、関係機関と連携し、条件変更や借換一本化等、中小企業者の実情に即した再生支援に注力する。
- ⑧ 中小企業再生支援協議会等支援機関との連携を強化するとともに、求償権放棄や求償権消滅保証等の抜本的再生手法や経営者保証ガイドラインを活用した保証債務免除等の適正実施が円滑に取組めるよう再生支援を強化する。

1. 基本方針

大阪信用保証協会

(4) 創業支援、事業承継支援等の拡充による地方創生等への貢献

- ①創業予定者、創業して間もない中小企業者に対する相談態勢の拡充を図るとともに、金融機関をはじめ関係機関との連携を強化し、創業支援を推進する。
- ②事業承継の一層の促進を図るため、事業承継に係る保証制度の充実に努めるとともに、各種支援策に取り組む。
- ③中小機構等が行う創業や中小企業の経営改善を目的としたファンドへの出資を継続的に検討する。

(5) 求償権管理の強化・効率化

- ①期中管理部門との連携強化により、早期に債務者等の状況に応じた効果的な回収に着手する。
- ②無担保求償権については、保証協会サービサーを活用し、債務者の資産・収入状況等に応じたきめ細やかな対応を行い、督促管理を強化する。
- ③有担保求償権については、債務者等の状況を考慮しつつ、担保処分を促進する。
- ④回収見込みのない求償権については、管理事務停止および求償権整理を促進する他、一部弁済による連帯保証債務免除等を活用し、求償権のスリム化を図る。

(6) 経営基盤等の強化・充実

①人材の確保・育成

協会の業務運営に資する優秀な人材を採用していく。また、業務に関する専門性の向上及びマネジメント能力向上等に主眼を置いた各種研修制度の実施等により人材育成を図る。

また、「女性活躍推進法にかかる一般事業主行動計画」のもと、男女の区別なく活躍できる組織とするための取組みを推進する。

②効率的かつ機能的な組織体制の構築

組織の見直し等により、中小企業支援態勢の強化に資する効率的かつ機能的な組織体制の構築に努める。

③安全かつ効率的な資金運用

毎年度安定的な運用収益を確保するため、分散投資に留意しつつ、安全かつ効率的な資産運用に努める。

④危機管理

緊急事態発生時に適切な対応ができるよう、平常時対応・緊急事態対応について周知を図るとともに、避難訓練、安否確認訓練等を実施し実効性を高めることにより、危機管理態勢の維持・強化を図る。

1. 基本方針

大阪信用保証協会

⑤コンプライアンス態勢の維持・向上

コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス態勢の維持・向上に努め、健全かつ適切な業務を遂行するとともに、必要に応じて改善策を講じる。

(7)顧客サービスの向上、広報の強化・充実

- ①顧客満足度向上のため、顧客アンケート調査等を実施し、顧客の声を踏まえた業務改善に取り組む。
- ②苦情が発生した場合は、関係部署と連携をとりながら速やかに原因分析・再発防止策の周知を行い、フォローアップを実施する。
- ③協会の認知度と信用保証制度への理解度向上のため、積極的な広報活動を推進する。

(8)ORBIT コンピュータシステムの機能強化

中小企業者、金融機関の利便性の向上を目的として、ORBIT コンピュータシステムの機能強化に努め、業務の効率化を図る。

2. 事業計画

大阪信用保証協会

(単位：百万円、%)

年 度 項 目	30年度			31年度		32年度	
	金 額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	金 額	対前年度 計画比	金 額	対前年度 計画比
保 証 承 諾	825,000	99.4%	98.2%	830,000	100.6%	835,000	100.6%
保 証 債 務 残 高	2,145,000	97.5%	95.3%	2,063,000	96.2%	2,000,000	96.9%
代 位 弁 済	38,000	92.7%	101.3%	38,000	100.0%	38,000	100.0%
実 際 回 収	13,000	85.5%	86.1%	11,600	89.2%	10,700	92.2%

積算の根拠(考え方)	<ul style="list-style-type: none"> ○保証承諾 過去の保証承諾実績および資金需要の動向を踏まえ算出した。 ○保証債務残高 保証承諾、代位弁済(元本)、償還額より算出した。 ○代位弁済 債務者区別の代位弁済率等より算出した。 ○回収 代位弁済からの経過年度別回収率をもとに算出した。
------------	---